

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

大阪総合会計ニュース

第4号 2019年 8月 1日
 発行
 大阪総合会計事務所
 大阪市中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階
 TEL. 06(6202)9251
 news@z-osk.jp
 発行人 竹内 克 謹



三井住友銀行大阪中央支店

江戸時代以降、多種多様な産業が集積してきた高麗橋通り。特に明治時代に入ってから三井銀行、第一国立銀行大阪支店などといった金融機関が設立され、金融街として発展していきました。

三井住友銀行大阪中央支店（旧三井銀行大阪支店）も、竣工自体は昭和時代ですが、その流れは江戸時代初期、高麗橋にあった三井大坂両替店から始まっています。

現在は様々な業種の企業が軒を連ねるビジネス街となっているこの地、堺筋の大通りで今もなおその存在感を発揮しています。

自公政権を追い込むことが最良、最大の景気対策

竹内 克 謹

7月21日は参議院選挙の投票日でした。皆さんは、どの政党、候補者に日本の未来を託されたのでしょうか。

今回の選挙、憲法改正、安全保障、年金問題などを争点に選挙戦が戦われましたが、最大の争点は何と言っても消費税。10月から増税が予定されている消費税増税を許すのか、否かが問われた選挙でした。

6月に日本世論調査会が実施した世論調査によれば、消費税増税に反対する人が60%にも上りました。安倍政権が増税による消費後退の経済対策として打ち出している消費税キャッシュレス決済へのポイント還元などにも61%が反対しており、目先の景気対策を求めていることが明らかになりました。

選挙期間中、安倍首相は、消費税増税にこだわる理由として、幼児教育や高等教育の無償化には安定的な税収が確保できる消費税が必要だという旨の発言をしてきました。しかし、本気で教育の無償化を考えるならば、消費税にこだわる必要はありません。法人税の増税、株式の売買や配当所得の分離課税の見直しにより、財源は確保できるはず。ところが安倍首相はそこには手を付ける気は毛頭ありません。巨大資本や一握りの富裕層だけが富を蓄積すればよく、庶民から徹底的に収奪すればよいと考えているかのようです。

同世論調査では、景気の現状を悪化傾向とみる人は57%に上り、改善は39%にとどまっています。改善が51%で悪化が44%だった昨年6月の調査から逆転し、米中貿易摩擦などで世界経済の減速懸念が強まっていることが浮き彫りになっています。内部留保が450兆円と言われている大企業やアベノミクスの恩恵を受け株で利益を上げていく富裕層を優遇するよりも、GDPで6割を占める個人消費を消費税の増税が直撃する方が経済に与えるダメージが大きいのではないのでしょうか。

先月、「仁徳天皇陵」をはじめとする百舌鳥・古市古墳群が世界遺産に登録されました。『高き屋に登りて見れば煙立つ、民のかまどは賑わいにけり』という仁徳天皇の逸話。安倍首相、どう受け止めますか。



労務トラブルを防ぐ

～年次有給休暇の付与義務を中心に～

社会保険労務士
鈴木 威信

2019年4月1日より働き方改革にかかる労働基準法の改正が順次施行されています。今回は、年次有給休暇の付与義務を中心に、その他の労務トラブルを防ぐポイントをご紹介します。

1. 年次有給休暇とは？

そもそも年次有給休暇ですが、①休日とは別に付与され、②要件を満たせば「当然に発生」する、③（無給ではなく）有給の休暇のことです。

②の要件とは継続勤務（初回は6ヵ月間、その後は1年間の継続勤務）と出勤率（その期間中の8割以上の出勤）です。つまり年次有給休暇とは、使用者や労働者の都合に関係なく、この2つの要件をクリアすれば権利が自然発生します。

下記の表をご覧ください。一般的にフルタイムで働く常勤職員は当然ですが、勤務日数や勤務時間が短い非常勤職員にも発生することに注意が必要です。

年次有給休暇の付与日数

週の所定労働時間	週の所定労働日数	1年間の所定労働日数（週以外の期間によって定めている場合）	勤続期間に応じた年次有給休暇の日数						
			0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日	217日以上							
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日



※年次有給休暇の時効は2年です。そのため1年は繰り越すことができます。

2. 年次有給休暇について、代表的な相談事例

①パート・アルバイトにも年次有給休暇は発生するのか？

→はい、発生します。継続勤務と出勤率を満たせば当然に発生します。また、時給や日給制の場合、有給休暇ですからプラスに給与が発生します。

②年次有給休暇の申請を断ることはできるか？

→権利としてすでに発生しているので断ることはできません。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合には、時季の変更を行うことができます。

③退職前に年次有給休暇をまとめて請求することはよいのか？

→はい、可能です。退職前に「まとめて取得すること」を拒否することは難しいです。使用者は年次有給休暇の時季の変更を行うことができるのであって、取得自体を拒否はできないためです。

④年次有給休暇の買取はできるのか？

→いいえ、原則として買取はできません。労働者の休む権利を奪ってしまうことにつながるため買取は禁止されています。もっとも、退職日が確定しており、残日数が消化できない場合など、結果的に未消化となった分についてはこの限りではありません。

⑤年次有給休暇に理由はいるのか？

→いいえ。どのように使うのかについては自由とされていますので、冠婚葬祭や病気等のときだけに認めるということはありません。

3. 年次有給休暇の付与義務（年5日）について

2019年4月1日より年次有給休暇について、年次有給休暇が10日以上付与される労働者について、5日については、時季を指定して与えなければならなくなりました（義務）。つまり、今後、新たに発生する10日以上有給休暇については、5日は必ず取得させなければならなくなったのです。付与日からの1年間で年次有給休暇を5日付与していなければ、労働基準法違反となり、30万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

※ここでいう年次有給休暇の10日以上とは、繰越分を含まず新たに発生する日数のこと

4. 年次有給休暇取得の運用ポイント

年次有給休暇の未消化や退職時におけるまとまった取得などを防ぐためには、左記のポイントを意識して、計画的に付与（消化）していくことが大切です。

- ①年次有給休暇については計画的に取得してもらう。
- ②誕生日休暇やリフレッシュ休暇制度を設けて、年次有給休暇の取得促進を図る。
- ③年次有給休暇の付与日数を把握する。

5. その他の労務トラブルを防ぐポイント

年次有給休暇について見てきましたがそれ以外の労務トラブルについても、防ぐポイントを簡単にご紹介させていただきます。

- ①労働条件の明示（労働条件はあいまいにせず、書面で明示）
- ②割増賃金の支払い・長時間労働の禁止
- ③解雇は慎重に（解雇は「客観的に合理的な理由」がないと認められません）

※解雇は、慎重に判断してください。勤務態度や勤務成績といった理由で解雇する場合は、より客観的で慎重な判断が求められます。

- ④セクハラ・パワハラの禁止（いじめや嫌がらせ行為も含む）

6. 最後に

労働基準法は「最低」の基準とされています。仮に使用者と労働者が労働基準法に満たない条件で合意したとしても、認められません。結果的に未払い残業代請求の裁判を起こされたり、また、重大な労働基準法違反などについては労働基準監督官によって書類送検や最悪の場合は逮捕されることもあります。

しかしながら、法違反もそうですが、不適切な労働条件は、労働者の一斉退職や頼りにしている労働者の退職などの事態を招くことになり、信頼関係の回復や新たな教育には大変な労力がかかってしまいます。そうならないためにも日ごろから働くルールを意識した事業運営を心掛けていくことが大切だと思っています。



ご相談をご希望の方は、下記電話番号からご予約いただきますようお願い申し上げます。

法円坂労務支援センター TEL06-6944-2302/FAX06-6946-8749



この1年の税務調査を振り返る 谷田 久義



返るさと納税 (一時所得)

法人4件、個人1件の税務調査がありました。調査ポイントをいくつか紹介します。

返礼品をめぐる話題になった「ふるさと納税」ですが、その「返礼品」への課税が強化されています。返礼品は「一時所得」に分類されます。今年、調査事例があり修正申告しました。

一時所得は、50万円を控除し、さらに二分の一を乗じた金額に課税されます。つまり、「返礼品」のみの場合、その評価が50万円に満たない場合は課税されません。注意すべきは保険金など他の一時所得がある場合です。「ふるさと納税」があれば、「返礼品」があると推測されますので適正に評価し申告します。

「返礼品」をどう評価するのか。課税当局は、総務省の返礼品（寄付金総額分の返礼品調達価額の総額 平成30年

登録免許税の損金算入時期

土地取得に伴う「登録免許税」の損金算入を否認されました。登録免許税の損金算入は、土地取得の期に行うのですが、「建設仮勘定」として翌期に繰り越し、その後「租税公課」としており修正申告

研修生給与

研修生給与の源泉徴収について確認がありました。研修生については、国毎に租税条約がありますから注意が必要です。例えば、中国からの研修生ですと日本の企業から受ける給与は非課税とされますが、ベトナムの場合は課税されます。調査事例ではベトナムからの研修生で源泉徴収しており問題なしでした。

出張旅費 (宿泊手当)

出張旅費（宿泊手当）について源泉徴収、消費税の控除の可否を調査されましたが、「旅費規程」に基づき適正に支給しており、非課税所得であり仕入税額控除も可能と認定されました。

は35%)で評価しようとしていました。これは、年々変化しますし、1年遅れの数値に頼ることになります。面倒でも、その都度「返礼品」を評価（貴金属等は買った日の価額、その他の品は通常小売価格の60%）することが大切です。



コピーを持ち帰りたい

調査官からコピーを持帰りたい旨の発言があり、コピーの必要性について説明を求めたところ、納税者の納得が得られず、書き写すことになりました。その際、調査官は「コピーなら数秒で済むが、調査を今日終わらせたいので夜9時、10時までかかるがよいか」と強い語調で発言。これに対し、納税者側は、国税職員が従うべき「税務運営方針」には「資料の提出を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけるないように注意する」とあるが、これに反しないかと反論。

調査官は税務運営方針を熟知していない様子で、納税者は夜の子定をキャンセルし続行を承認しました。調査官がその指針とすべき「税務運営方針」を熟知していないのはいかがなものでしょうか。

『税金は何のためにあるの』

鶴田廣巳・藤永のぶよ

米国では投資家のジョージ・ソロス氏をはじめとした18人が大統領選候補者に宛てた公開書簡で「スーパーリッチ」と呼ばれる超富裕層に富裕税を課す案を支持するよう要請しています。片や我が国を見ると、財政再建のためには消費税の増税しか方法はないかのような宣伝が街中にあふれており、対照的な様相を呈しています。本書は、税金の仕組みをわかりやすく解説するとともに、所得税の再生や富裕税の新設などで十分な税収を確保しつつ公平な税制の在り方を提言しています。

竹内 克謹



『知ってはいけない』

矢部 宏治

トランプ大統領は「日米安全保障条約は不公平、我々が彼らを守る必要なら、彼らも我々を守る必要がある」と発言しています。本当にアメリカ不利の不公平条約でしょうか。この本はこの国を動かす本当のルールを分かりやすく記述しています。既に安倍内閣は「集団的自衛権の行使」を閣議決定し「戦争ができる国」にしたんですよ。ご存知ですかトランプさん。

谷田 久義

『ハッキリ脳』の習慣術

高田明和著

(角川ONEテーマ21)

毎日の仕事、人間関係などに振り回され、家に帰ればヘトヘトになっていませんか。明日も予期せぬ困難が襲ってくるのだろうか、と不安になりませんか。著者は、医師であるとともに、曹洞宗の禅寺での修行経験もあり、禅宗の著書もあります。私に禅宗に傾倒するきっかけになりました。この本は、禅の考え(禅語)を、日常生活に具体的に取り入れる方法を詳しく説明して、すぐに実践できる内容です。「ふっと思ったら何も考えずに始めよ」「困ったことは起こらない」「念を継がない」たくさん禅語に心が救われます。

西岡 英利

『夜市』

恒川光太郎

ホラー小説は苦手だったが、タイトルに惹かれ読んでみたら、妖怪や摩訶不思議な世界が描かれているものものそんなに怖くなかった。「夜市」「風の古道」と小一時間もあれば読めてしまう短編小説で、日常からふと異世界に入り込む。読んだ後に何とも言えない感覚に陥るのが心地よかった。この夏おすすめの一冊です。

大瀬 貴士

『コンビニ人間』

村田沙耶香

「普通に生きなさい」、「普通に生活しなさい」と世間ではよく言われます。が、いったいその「普通」って何なの、そしてその「普通」がなぜ重要なもの。それを大学卒業後も就職せず、コンビニバイト18年目の主人公である36歳の女性の視点で考える。普段の生活の中ではなかなか考えきつかけのない、興味深いお話しでした。

『普通』、っていったい何なのでしょう？

岩本 厚子

おすすめの本



『ふたつの島』

作…イェルク・シュタイナー
絵…イェルク・ミュラー

発展し格差が生まれた大きな島。自然と共存する小さな島。大きな島で「金」が見えられ、島の崩壊がはじまる。経済を優先し自然を破壊する。物語に出てくる「ふたつの島」は現代社会の縮図のようです。絵の描写が素晴らしく、島が少しずつ変貌していく様子を奪われます。姪や甥に絵本を読む機会が増えた今でもお気に入りの一冊です。

増田 紗知子

『とんび』

重松清 著

高校の卒業式の時の祝辞で、当時の校長がぜひ読んでくださいと勧めていた本で、大学時代にふと気になり、手に取りました。

ドラマなどにもなっているのですが、内容を知ってびっくりする方も多くありますが、男手一つで息子を育てるヤスさんの姿に、「うちの親もこんな想いで育ててくれたのかな。」などと照らし合わせながら読み進めていました。

親への感謝を再度感じさせてくれた作品です。

松本 倫幸

本の題名ではありませんが、藻谷浩介というエコノミストの著作は非常に参考になります。経済成長一辺倒の「マネー資本主義」に対して、「お金がなくても水と食料、燃料の安心・安全ネットワークを用意し、地域でお金が循環するサブシステムが必要」と、これらの考えを「里山資本主義」と名付け、少子高齢化、過疎化のすすむ将来の日本には別のシステムも必要と主張します。中国地方の山間地で、お金・環境資源が地域で循環する実践活動も生き生きと紹介されています。

土田 浩二

「トヨタの片づけ」をご紹介します。本書は、トヨタ流の片づけ方法で5Sが基本の考え方で分かりやすく説明されています。片づけの意味や整理する方法から仕組みづくりまで、どの職場でも応用できる内容だと感じました。

澤村 まち子

本屋の児童コーナーで「昔話法定」という本を見つけました。誰もが知っている昔話の登場人物(アリとキリギリスのアリ、浦島太郎の乙姫など)が現代の法廷で裁かれる様子を裁判員の視点から描かれています。大人も楽しめて、裁判員制度について考えるいい機会になりました。NHKの番組を小説化されたもので、再放送されたら是非見てみたいです。

阪口 絵美

夏期休暇のお知らせ

8月13日(火)~8月16日(金)

